

地方公共団体財政健全化法に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

1 制度の概要

○根拠法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

○趣 旨 地方公共団体の財政健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて健全化のための計画策定や行財政上の措置が講ぜられるもの。

○施 行 平成20年4月1日施行

2 平成26年度決算に基づく各比率の値

(1) 健全化判断比率 [財政の早期健全化・再生に関する判断比率]

	説 明	早期健全化基準	財政再生基準	平成26年度 決算に基づく値	【参考】 平成25年度決算
① 実質赤字比率	標準財政規模に対する「一般会計等」の実質赤字額の割合	3.75%	5.00%	なし	なし
② 連結実質赤字比率	標準財政規模に対する「全会計」の実質赤字額の割合	8.75%	15.00%	なし	なし
③ 実質公債費比率	標準財政規模に対する「一般会計等」の元利償還金及び準元利償還金の割合(3か年平均)	25.0%	35.0%	14.1%	14.4%
④ 将来負担比率	標準財政規模に対する「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の割合	400%	—	187.2%	241.4%

※各比率の概要については3頁のとおり

※「一般会計等」…一般会計、公債費特別会計、母子寡婦福祉資金特別会計、小規模企業者等設備導入資金特別会計、農業改良資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計、県有林特別会計、土地取得特別会計、土地区画整理事業特別会計

○早期健全化基準以上の場合 財政健全化計画の策定、外部監査要求

○財政再生基準以上の場合 財政再生計画の策定、外部監査要求、地方債の制限

(2) 資金不足比率 [公営企業の経営健全化に関する判断比率]

	説 明	経営健全化基準	平成26年度 決算に基づく値	【参考】 平成25年度決算
資金不足比率	事業の規模に対する資金不足額の割合(「公営企業会計」ごとに算定する)	20.0%	各公営企業ともなし	各公営企業ともなし

※「公営企業会計」…水道用水供給事業会計、工業用水道事業会計、地域整備事業会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計

○経営健全化基準以上の場合 経営健全化計画の策定、外部監査要求

3 過年度分の将来負担比率の修正

- 平成23年度から平成25年度までの決算に基づく将来負担比率について、地方債の償還額等に充当可能な基金及び充当可能な特定の歳入の数値の捉え方に誤りがあったため、下表の通り修正するもの。

	平成23年度決算に基づく将来負担比率	平成24年度決算に基づく将来負担比率	平成25年度決算に基づく将来負担比率
修正前 (A)	253.8%	251.5%	241.4%
修正後 (B)	244.8%	226.9%	210.3%
差 (B-A)	△9.0%	△24.6%	△31.1%